



今後の水環境制度の展開について

令和 7 年12月25日

中央環境審議会水環境・土壌農薬部会水環境制度小委員会



- 本年6月の中央環境審議会水環境・土壌農薬部会（第17回）において、環境保全上の支障の防止及び良好な環境の創出に向けた今後の水環境に関する制度の在り方について調査・審議するため、「水環境制度小委員会」の設置について了承された。本年秋以降、小委員会を開催。

■ 環境大臣から中央環境審議会への諮問理由

我が国においては、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)に基づき、特定事業場に係る排水基準等を設定し、関係主体がそれぞれ必要な対応に取り組んできた結果、公共用水域等における水質は大きく改善された。また、水質汚濁防止法には有害物質のほか指定物質に係る制度などが設けられ、水質汚濁事故が発生した場合には、都道府県への届出がなされている。

一方で、地域における水環境に係る課題は多様化しており、物質の特性や地域の実情に応じた水環境の管理が必要とされている。

さらに、第六次環境基本計画(令和6年5月21日閣議決定)において、良好な環境の創出に向けて、豊かな水辺等の保全により地域住民のウェルビーイングの向上と地域活性化を実現する取組、水質管理のみならず生物多様性の保全や地域づくりに資する総合的な水環境管理を目指すための取組等を実施することとしている。

こうした状況を踏まえ、環境保全上の支障の防止及び良好な環境の創出に向けた今後の水環境に関する制度の在り方について、貴審議会の意見を求めるものである。

【主な論点として想定している事項】

今後の水環境行政の在り方

良好な環境の創出

多面的モニタリング

水質汚濁事故対策の推進

今後の水環境行政の展開の基本的な考え方（第6次環境基本計画）

課題のある水環境

【現行の環境基準と水環境管理による改善】

- ・汚濁の流入負荷の減少
- ・水質の改善

【残された水環境の課題】

- ・環境基準達成率と水辺環境への満足度との乖離
- ・生物多様性への対応
- ・COD高止まり、底層DOへの対応
- ・水産資源の減少、栄養塩類不足の指摘

【第6次環境基本計画（令和6年）の視点】

人々のウェルビーイングの向上

- ・良好な環境を持続可能なかたちで利用することで地域住民の満足度（ウェルビーイング）の向上

【今後の展開】

- ・**多面的な観点**から水環境を把握（水質、生物の豊かさ、景観、文化・地域活動等）
- ・**地域ニーズ**に応じた**総合的な水環境管理**
- ・水環境の「**保全**」に加え、「**活用**」の観点も重視

地域活性化

- ・生物多様性の保全や地域づくり等にも資する総合的な水環境管理を目指すための取組の実施

良好な環境の創出

- ・地域特有の自然、文化の保全による良好な環境創出（豊かな水辺、星空、音の風景等）

望ましい水環境

今後の水環境制度の展開について（方向性のイメージ）

昭和の時代

水質汚濁対策が
喫緊の課題



泡立ち、臭気を
放つ川

ゴミが目立つ川
や海岸

環境基準の創設

排水基準、排水規制の創設

BOD/CODを中心とした
モニタリング

平成の時代

水質は改善



汚濁対策が必要な
水域は一部残っているが、多くの水域で
水質が改善



環境基準（生活環
境項目）の達成率
は、20年程度ほとん
ど横ばいで推移

水生生物保全環境基準、底層溶存
酸素量など新しい制度を取り入れて
きたが、基本的には公害時代の制度
をそのまま引き継いでいる

令和の時代

良好な水環境の
創出



水質のみならず、水生
生物や景観など幅広い
観点から良好な水辺を
目指す



地域ニーズを踏まえ、
地場産業・地域づくり
など、「保全」に加え、
水辺の「活用」の観点
を取り入れ、多くの主体
を巻き込む

これまでの汚濁対策の制度を
ベースとしつつ、良好な水環境
の創出を目指す制度へ発展

- 平時の公共用水域の水質は改善している一方で、気候変動等による豪雨災害の増加等により、水質汚濁事故が発生。
- 現在、水質汚濁防止法において、事故時の措置(法14条の2)の規定により、事業場等における応急措置等が義務づけられているが、貯油事業場における事故等の状況の確認に時間を要した等の課題がある。
- また、浄水処理困難物質（浄水工程の消毒により有害物質が副生成する物質）を水質汚濁防止法における指定物質へ追加することについて、水道事業者から要望がある。
- 水質リスク管理の向上のため、水道事業者と水環境行政の連携強化等が必要である。

(1) 鉄工所からの油流出

豪雨により、鉄工所が浸水し、製造ラインの一部で鉋物油を常時使用している機械に水が流入したことで油が溢れ、敷地外へ大量に流出した。近隣の病院や住宅及び工場並びに農地に流れ出た油が付着するなど大きな被害をもたらした。

(2) メッキ工場からのシアン流出

台風による大雨により、河川が氾濫しメッキ工場が浸水被害を受け、水没により生産ライン及び薬品保管庫からシアン化合物が流出した。当日中に周辺の浸水被害家屋の住民の避難等が必要となった。

事故時の措置（法第14条の2）

- ・**施設等の破損その他の事故（災害等含む）**が発生し、有害物質・指定物質・油を含む水が事業場等から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、**応急の措置を講じ**、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を**都道府県知事に届け出**なければならない。

【対象】 特定事業場、指定事業場、貯油事業場

- ・都道府県知事は、設置者が応急の措置を講じていないと認めるときは、この者に対し、応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。
- ・この命令に違反した者に対しては、罰則の規定あり。

水環境制度の見直しの方向性

- 水質汚濁に係る環境基準について、過去20年程度、高い達成率で推移するなど、公共用水域の水質は改善
- 水環境について、地域のニーズ（海域の栄養塩類の管理、良好な水環境の創出と利活用等）が多様化し、国民の水環境への満足度は必ずしも高くない状況
- 気候変動による豪雨の増加等を踏まえ、水質事故への対応を推進
- 脱炭素、生物多様性、流域総合水管理などの政策を踏まえた対応を検討

【検討項目 1】

良好な水環境の創出に向けた対応

- 水辺を保全・活用した地域づくりなど、**良好な水環境の保全と活用を促進**する制度の導入を検討
- 「水質」のみではなく、「景観」、「水生生物」など**多面的なモニタリング**の制度を検討

【検討項目 2】

水質汚濁事故対策の推進

- 豪雨の増加等を踏まえ、汚濁の流出事案への対応を推進
- 水道行政と環境行政の連携強化

【検討項目 3】

その他の水環境行政の方向性

従来からの水環境行政の基本である、環境基準、測定・分析方法、排水規制などの制度の枠組みについて、将来の方向性を議論

【専門委員会で審議中】

総量「管理」制度への転換 栄養塩類管理制度の導入

閉鎖性海域の水質対策を担ってきた水質総量削減制度において、**海域の状況に応じたきめ細やかな水環境管理に向けて、栄養塩類管理を可能とする制度の導入**を検討

本小委員会にて審議

第10次水質総量削減の在り方について、中環審 総量削減専門委員会において審議中 5